

埼玉県育成いちご品種「べにたま」プロモーション 委託業務 仕様書

1 委託業務名

埼玉県育成いちご品種「べにたま」プロモーション委託業務

2 委託期間

委託契約締結日から令和5年3月10日まで

3 目的

埼玉県育成いちご品種「べにたま」(以下、「べにたま」という。)のデザインやプロモーション動画を制作することにより、多くの人の興味を引き付け、「べにたま」のイメージ及び認知度の向上や販売促進を図る。

4 委託業務の内容

(1) 業務内容

ア デザインの制作

(ア) 企画立案

以下の項目に基づき、企画立案をすること。

a デザイン募集の企画

- ・デザイン募集の運営・応募デザイン管理
- ・候補デザインの選定
- ・候補デザインの加工又は修正
- ・デザイン制作に関しての各種組織及び会議への支援
- ・決定デザインの運用方針の作成

b 募集特設サイトの開設

c 募集に係る広報宣伝 (PR)

d 候補デザインに係る知的財産権の調査及び決定デザインの登録申請

(イ) その他特記事項

a デザインを募集するにあたっては、デザインが選ばれた場合の賞品を設定するなど、応募数が最大化されるよう工夫すること。

b 候補デザインの選定にあたっては、県が示すデザインテーマに沿っているものを応募デザインの中から10デザイン程度選定すること。

c 候補デザインの加工又は修正にあたっては、決定デザインがいちごのパッケージフィルムや出荷用段ボール等、様々な媒体に印刷されることを想定して行うこと。また、モノクロ化や拡大・縮小に耐えうるよう考慮して制作すること。

d 決定したデザインは、カラー版及び白黒版をJPEG、AI 及びPNG データで納品すること。また、カラー及びモノクロの際に使用する指定色等を示すこと。

(ウ) 修正

納品後に印刷やホームページからのダウンロード等に際してデータに不備が発覚した場合は、問題がなくなるまで受託者にてデータの修正を行うこと。

【提案を求める内容等】

- ・デザインの応募を通じて、「べにたま」の魅力が効果的に県民に周知できる企画を求めます。
- ・賞品や多様な応募方法を設定するなど、デザインの応募数が最大化された企画を求めます。

イ プロモーション動画の作成

(ア) 企画立案

以下の条件に基づき、企画立案をすること。

数	2本とする。
尺	15秒及び30秒とする。
BGM	動画にあわせたBGMを挿入すること。
使用期限	使用期限を定めない。
規格	その他特記事項に記載された用途を想定した仕様とすること。
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none">・ テロップは必要に応じて記載すること。・ 撮影を行う場合は、撮影技法を工夫して、消費者にとって効果的なプロモーション動画となるように検討すること。・ モデル等出演者を起用して撮影を行う場合は、事前に県あてに協議を行うこと。・ ア デザインの制作で決定したデザインを、別途挿入できるよう拡張性を持たすこと。・ プロモーション動画の用途は以下のとおりとする。<ol style="list-style-type: none">① 量販店において電子POPによる動画再生② 埼玉県が放映又は許可をした媒体での動画配信（テレビ番組内での紹介を含む）③ 埼玉県が許可をした施設内での動画再生④ 埼玉県が許可をした団体への貸出（貸出先での複製は不可）

(イ) 撮影

「(ア) 企画立案」に基づき、必要な素材を撮影する。

撮影については、原則として、農業ビジネス支援課職員立ち合いのもと、撮影場所のロケハンを実施すること。

なお、埼玉県による写真素材の提供を妨げない。なお、素材の使用については、この委託事業内で使用のみとし、二次利用を禁じる。

(ウ) 編集・校正

編集した動画案制作後の校正は、3回を目安に埼玉県農林部農業ビジネス支援課の承認を得るまでとする。

また、納品後に成果物に不具合が生じた場合、もしくは正常に放映できない場合は、問題がなくなるまで受託者にて対応すること。

【提案を求める内容等】

- ・ 設定した時間の中で、視聴者に「べにたま」の魅力が伝わり、購買意欲を促す動画を求めます。

(2) 成果物の納品、県への報告

完成したデザインや動画は、直ちに納品すること。

納品先は、埼玉県農林部農業ビジネス支援課 販売対策・6次産業化担当とすること。

また、契約終了後、業務完了報告書とともに検査を受けること。

ア デザイン

CD-R等記録媒体（3枚）	CDドライブ付パソコンで複製が可能な形式にすること。
その他特記事項	AI データの場合は、アウトラインがかかっているもの及びかかっていないものどちらも納品すること。

イ プロモーション動画

ブルーレイディスク（3枚）	一般的な家庭用プレーヤーで再生ができ、またブルーレイディスクドライブ付パソコンで複製が可能な形式にすること。
DVD-R（3枚）	一般的な家庭用プレーヤーで再生ができ、またDVDドライブ付パソコンで複製が可能な形式にすること。
SDカード（3枚）	一般的な電子POPで再生ができること。
動画素材データ一式	
動画の解説またはシナリオ	

(3) 留意事項

デザインの入稿や校正のやり取り、納品等にあたっては、最新のパターンファイルを用いたソフトウェアにより、コンピュータウィルスの感染がないことを確認すること。

5 成果物に関する権利の帰属

- (1) 本件受託において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。
- (2) 本件受託の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権は原則として全て県に帰属する。また、受託者は、本件受託の履行に伴い発生する成果物等に対する著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 本件に使用する映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。

6 委託業務実施にあたっての留意事項

詳細は、契約書に定めるものとする。

- (1) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (2) 受託者は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (3) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (4) 受託者あるいは受託者から再委託を受けた者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、埼玉県個人情報保護条例（平成 16 年埼玉県条例第 65 号）、知事の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成 17 年埼玉県規則第 73 号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (5) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (7) 県が受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく県と協議を行うものとする。
- (8) 本業務実施に関する以下の関係帳簿類を整備し、業務を終了した日の属する県の会計年度の翌年度から 5 年間保管すること。
 - ・ 総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類の整備
 - ・ 事業の実績に係る記録の整備
- (9) 県は事業の執行の適正を期するため必要があるときは、受託者に対して報告をさせ、または事務所等に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問を行う場合がある。委託業務終了後も同様とし、これにより発生する受託者の経費は受託者の負担とする。